南木曽町告示第52号

南木曽町公式ｎｏｔｅ運用要綱を次のように定め、公布の日から施行する。

令和８年９月１日

南木曽町長　向井　裕明

南木曽町公式ｎｏｔｅ運用要綱

（趣旨）

第１　本要綱は、南木曽町（以下「町」という。）が、情報発信プラットフォーム「ｎｏｔｅ」（以下「ｎｏｔｅ」という。）を運用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（運用の基本方針）

第２　ｎｏｔｅは、町の政策、事業、観光情報、歴史・文化、移住定住情報、その他町の魅力を広く町内外に発信し、町への関心を高めるとともに、関係人口及び移住者の創出に寄与することを目指して運用する。

（運用責任者及び運用担当者）

第３　ｎｏｔｅの適正な運用を確保するため、次のとおり運用責任者及び運用担当者を置く。

運用責任者　もっと元気に戦略室長

運用担当者　もっと元気に戦略室移住担当職員、地域おこし協力隊員

（運用責任者の職務）

第４　運用責任者は、ｎｏｔｅの投稿内容の最終確認、運用アカウントの管理、その他ｎｏｔｅの運用に関する一切の事務を統括する。

（運用担当者の職務）

第５　運用担当者は、次に掲げる業務を行う。

（１）　記事の企画、取材、執筆、編集及び投稿

（２）　アカウントのセキュリティ管理

（３）　その他、運用責任者が指示する事項

（発信情報）

第６　ｎｏｔｅで発信する情報は、次のとおりとする。

（１）　町の魅力（自然、歴史、文化、特産品等）に関する情報

（２）　町の施策、事業、イベントの背景やストーリー

（３）　職員、地域おこし協力隊、住民、町内企業等の活動紹介

□（４）□移住者インタビュー

（５）　町での生活について
（６）　その他、運用の目的に合致すると運用責任者が認めた情報
（投稿の手続）
第７　運用担当者は、記事を投稿しようとするときは、事前に運用責任者の承認を得なければならない。
（取材及び個人情報の取扱い）
第８　運営担当者は、公式ｎｏｔｅのコンテンツ制作における、町民、移住者その他関係者（以下「取材対象者」という。）への取材により得た情報（氏名、肖像、経歴、発言内容を含む。）を公式ｎｏｔｅに掲載しようとするときは、あらかじめ取材対象者に対し、掲載の目的、掲載するメディアの範囲その他必要な事項に関する同意を得なければならない。
２　同意の確認は取材・掲載同意書（様式１）の取得により行う。
３　取材対象者が未成年である場合は、前項の同意は法定代理人（保護者）から得なければならない。
（コメント等への対応）
第９　原則として、ユーザーからのコメント等に対する個別の返信・回答は行わないものとする。
２　町への公式な意見・要望等については、町ホームページの問合せフォーム等、所定の手続を促す案内を必要に応じて掲載する。
（禁止事項）
第 10　ｎｏｔｅの運用にあたり、次の各号に該当する内容の投稿（コメント等を含む。）を行ってはならない。
（１）　法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
（２）　特定の個人、団体等をひぼう中傷するもの
（３）　政治、宗教活動を目的とするもの
（４）　著作権、商標権、肖像権など町又は第三者の知的財産権を侵害するもの
（５）　広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
（６）　人種、思想、信条等の差別を助長するもの
（７）　公序良俗に反するもの
（８）　虚偽や事実と異なる内容、単なるうわさやうわさを助長させるもの
（９）　本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
（10）　その他、運用責任者が不適切と判断するもの
（コメントの削除等）
第 11　運用責任者は、ユーザーからのコメント等が前条各号のいずれかに該当

すると判断した場合は、予告なく当該コメント等の非表示又は削除、あるいは当該アカウントのブロック等の措置を講じることができる。

（知的財産権の帰属）

第12　ｎｏｔｅに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権は、町又は現著作者に帰属する。また、利用者が投稿したコメント等の著作権は当該投稿者に帰属するが、町はこれを無償で非独占的に利用できるものとする。

（免責事項）

第13　公式ｎｏｔｅの免責事項については、以下のとおりとする。

（１）　町は、ｎｏｔｅにおける情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではない。

（２）　町は、利用者がｎｏｔｅの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではない。

（３）　町は、ユーザー間、又はユーザーと第三者間のトラブルによって生じた損害について、何ら責任を負うものではない。

（４）　町は、予告なしに本アカウントの運用を停止、又は終了することがある。

（要綱の変更）

第14　本要綱は、必要に応じて予告なく変更することがある。変更後の要綱は、町が指定する方法により公開した時点から効力を生じるものとする。

（その他）

第15　この要綱に定めるもののほか、ｎｏｔｅの運用に関し必要な事項は、運用責任者が別に定める。